



2018年8月17日

各 位

会社名 日本社宅サービス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 笹 晃弘
 (コード番号 8945 東証第二部)
 問合せ先 取締役総務グループ長 田中 俊治
 (TEL. 03 - 5229 - 8700)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更について2018年9月26日開催予定の当社第20期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会 (選任) 第32条 (条文省略) ② (条文省略) (新設) (新設)	第5章 監査役及び監査役会 (選任) 第32条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第33条 (条文省略)</p> <p>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第33条 (現行どおり)</p> <p>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2018年9月26日 (水曜日)

定款変更の効力発生予定日

2018年9月26日 (水曜日)

以 上